

# 権利擁護の視点に基づく支援

社会福祉法人生活クラブ  
我孫子北地区地域包括支援センター  
宮崎 淳子

## 目的

権利擁護の観点から、認知症の人にとって適切なケアを理解し、自分達の現状のケアを見直すとともに、身体拘束や高齢者虐待の防止の意識を高める

## 到達目標

- 1、認知症の人の権利擁護を目的とした制度を理解する
- 2、認知症の人にとって適切なケア、不適切なケアを理解する
- 3、身体拘束や高齢者虐待を防止し、その役割を担い実践できる

- 介護に携わる専門職の技術や知識の土台になる**基本的理念**

## 基本的人権や個人の尊厳

- 日常の一つ一つの動作や会話の中に生きてくる**援助の基本姿勢**

## 日本国憲法を知っていますか？

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用しては……  
(省略)

## 日本国憲法を知っていますか？

第十三条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする

第十四条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない

## 日本国憲法を知っていますか？

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない

第二十五条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

2国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない

第三十一条 何人も、法律に定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない

## 認知症の人ってどんな支援が必要

- 認知症の人は、どんな権利擁護が必要だと考えますか？

---

---

---

---

---

## 認知症の疾患の理解

パーソン・センタード・ケアでは

- ① 認知症を持つ人たちとケアに携わる人たちの価値観を認めること
- ② 個人の独自性を尊重し、関わること
- ③ 認知症を持つ人たちの視点から世界を見ること
- ④ 心理的ニーズを満たし、相互に支え合う社会的環境を提供することが重要とされている

## 悪性の社会心理

- 騙したり、誤魔化したりする
- 急がせる
- できることをさせない
- 無視する
- 子供扱いする
- もの扱いする
- 侮辱する
- 怖がらせる
- 無理強いする
- レッテルを貼る
- 放っておく
- 汚名を着せる
- 非難する
- 仲間はずれにする
- 中断させる
- 主観的事実を認めない
- からかう

## 認知症ケアの実践にあたって

### 認知症の人の理解

- ・ アセスメントは必要不可欠  
アセスメントとは情報の収集・分析・評価  
アセスメントの情報は、課題分析標準項目に準拠したシートを使用すること

### 認知症ケアの理念に基づいた実践

- ・ 介護をする側と介護を受ける側の対等に
- ・ 認知症の人の持っている権利
- ・ 個人として尊重される幸福を追求する権利

## 介護保険法

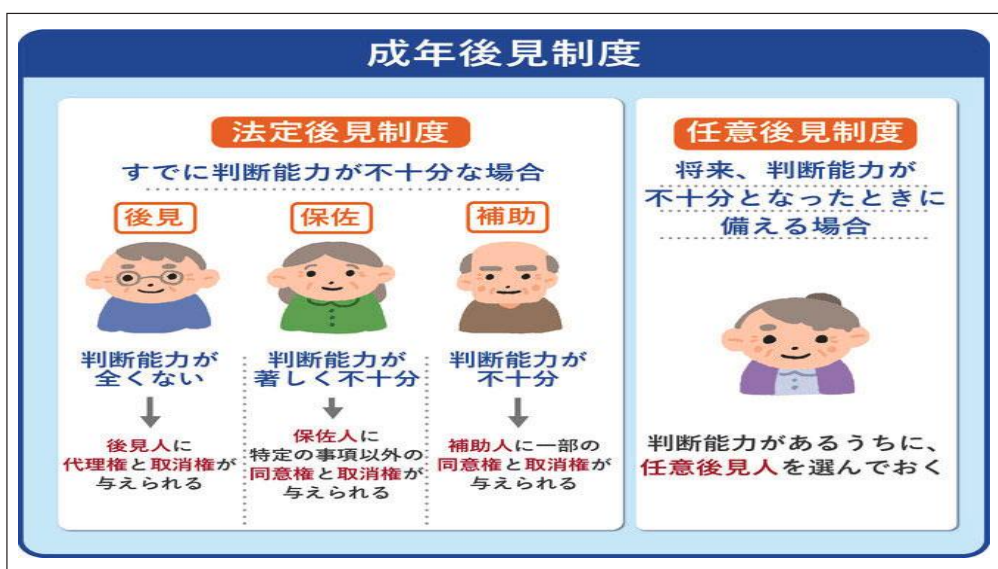
(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、**これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、**必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする

## 成年後見制度

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）とは、認知症や知的障害などの精神疾患が原因で自己判断能力が低下した人の財産を保護するために設けられた制度

家庭裁判所によって専任された人を「成年後見人」とよび、本人の代わりに財産管理や様々なサービスの利用締結・取り消しといった手続きができるようになる



## 高齢者虐待防止法

### • 成立までの経緯

1987年「老人虐待」によって、社会問題として提起  
各分野から高齢者虐待防止法制定に向け活発化

2006年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行

## 高齢者虐待防止法

### • 高齢者虐待防止法の概要

高齢者の尊厳保持。国、都道府県、市町村の行政等の責務  
高齢者虐待防止と養護者に対する支援等に関する施策促進

### • 虐待の原因

①介護疲れ、②介護方法に関する技術・知識の不足、③認知症症状及びその対応への無理解、④知的・精神障害、アルコール依存症等

そのほか、養護者自身の生活上の深刻な問題によって引き起る場合もある

## 高齢者虐待防止法

### • 高齢者虐待防止法の定義

「高齢者とは原則65歳以上の者」

「高齢者虐待」とは、

- ①家庭で現に養護している者（養護者）、
- ②施設等の職員（養介護施設従事者等）による

### • 虐待類型

身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待

### 【身体的虐待】

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること

暴力的な行為等で、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為



#### 具体例

- 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる等
- ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする等

### 【介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)】

高齢者を衰弱させるような著しい減食，または長時間の放置，  
養護者以外の同居 人による虐待行為の放置等，養護を著しく怠ること

意図的であるか，結果的であるかを問わず，介護や生活の世話をしている家族が，その提供を放棄または放任し，高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること



### 【介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)】



具体例

入浴しておらず(入所者を不潔なまま 放置)異臭がする  
髪が伸び放題であったり，皮膚が汚れている  
水分や食事を十分に与えられていないことで，  
空腹状態が長時間に渡り続く 等，脱水症状や栄養失調の状態にある

室内にゴミを放置する等，劣悪な住環境の中で生活させる  
高齢者が必要となる介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない等

### 【心理的虐待】

高齢者に対する著しい暴言，または著しく拒絶的な対応，  
その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度，無視，嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること





## 【心理的虐待】



具体例

- 排泄の失敗等をあざ笑ったり、それを人前で話す等により高齢者に恥をかかせる
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 言葉遣いや名前の呼び方で、子どものように扱う
- 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等

## 【性的虐待】

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること

高齢者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為

またはその強要



具体例

- 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- キス、性器への接触、セックスを強要する。
- 入浴の際、異性から裸体が見られる等、プライバシーへの配慮をしない

## 【経済的虐待】

養護者、または養護していない高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること その他、高齢者から不当に財産上の利益を得ること

高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し、高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること





## 【経済的虐待】



### 具体例

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない，使わせない
- ・ 高齢者の自宅等を本人に無断で売却する
- ・ 年金や預貯金を高齢者の意思・利益に反して使用する等
- ・ 入所者の私物や預かっている預貯金を勝手に搾取したり消費する

## 【虐待防止法に位置づけられている以外の虐待】

(5 つの虐待と準じた対応を行う)

### 自己放任(セルフネグレクト)

認知症等により，生活に関する能力や意欲の低下した 1 人暮らしの高齢者が自ら他者に対して援助を求めず自分で自分の日常生活を放置している状態



## 介護施設従事者等による虐待の発生要因

介護従事者による虐待の発生要因（複数回答）	割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	48.7%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	22.2%
職員のストレスや感情コントロールの問題	17.1%
倫理観や理念の欠如	14.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	10.6%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	9.6%
その他	3.2%

※回答のあった432件の事例を集計。複数回答あり。

出典：『令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）』（厚生労働省）

## 身体拘束

本人の安全を守ることを理由に、身体拘束が行われてきた

身体を拘束は、**精神的苦痛と人間としての尊厳を揺るがす**

身体機能の低下し、**廃用症候群（生活不活発病）**による**寝たきり**につながる

高齢者一人ひとりをアセスメントしてすることで、身体拘束を必要としない状態になるように検討することが**重要**

身体拘束禁止の行為 11項目

表1-29 身体拘束に該当する具体的な行為

徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」：身体拘束ゼロへの手引き；高齢者ケアに関わるすべての人に、7、福祉自治体ユニット、東京（2001）をもとに作成。

## 3つの身体拘束『スリーロック』

### •スピーチロック

言葉で相手の心身の動きを封じこめること

### •ドラッグロック

薬物の過剰投与、または行動抑制のためのコントロール

### •フィジカルロック

物理的な拘束で、身体の動きを抑制

## 緊急やむを得ない場合の対応

切迫性	入所者（利用者）本人または他の入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
◎現状を吟味して、いつも再検討することが大切である。	

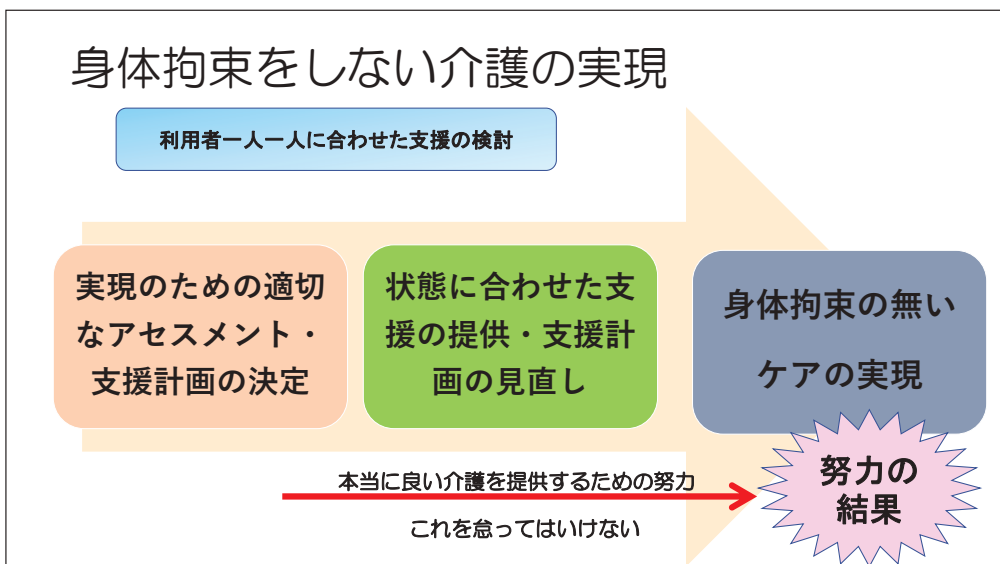
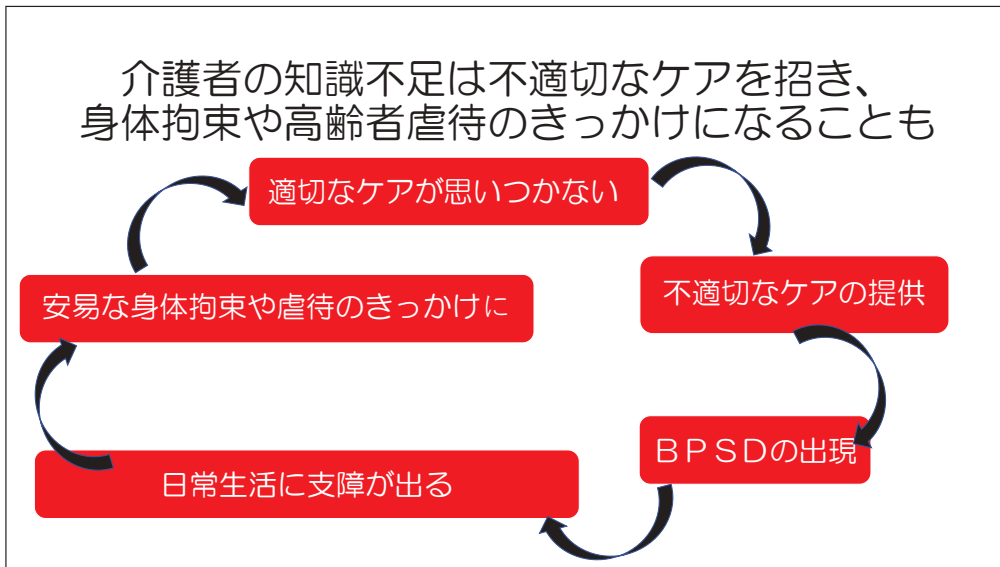
- 記録を取り、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく必要がある

## 落ち着かない方の支援について

- 車いすに座ると、すぐに立ち上がろうとする方
- 皮膚をかきむしる方
- おむつを外してしまう方
- ベッド上で落ち着かず、ずり落ちることがある方
- 点滴の管を引き抜く方
- 部屋で落ち着かず、どこかに行ってしまう目が離せない方

## 振り返ってみよう！！

- 何度も同じことを言う利用者
- 介護拒否や怒り出す利用者
- 頻繁にナースコールを押す利用者
- 落ち着きがない利用者
- 転倒を繰り返す利用者
- 大声を出す利用者
- 何度もトイレ介助を要求する利用者



## 権利擁護の本質

- 権利侵害からの保護

「人として生活するのに、最低限度必要な衣食住をはじめとする生活上の基本ニーズの充足」が権利擁護活動の中核になる

- 本人らしい生活や本人らしい変化を支えることで積極的な権利擁護になることが求められる

## 高齢者権利擁護の課題

- 業務優先になる職員集団
- 経営優先になる管理体制
- 事故発生時の賠償責任
- 安全確保優先による本人の活動制限
- 支援者の価値観の押し付け  
などなど

## 身体拘束を廃止するために必要なこと

- 拘束ゼロの取り組みにはトップの決断が不可欠
- 「ケアの必要量」をもとに根拠ある人員確保と配置
- 統計やその経年変化から養いたい事故予防の視点
- 現場の気づきと創意工夫が、拘束のないケアにつながる

## 専門職の支援とは

- 本人の有する能力に応じた自立支援
- 本人の意思表示を受け止め、本人らしく生きられるように支援

これが実践できる  
ためには

本人の能力評価・現場の気づき・職員間の情報共有・  
意見交換できる環境作り

## ひとりの人を大切に

- 施設全体で人との関わり方を振り返ることが  
できる環境と力を付けることが重要
- 職員一人一人の職業倫理
- 新しい知識を得ることと、考える努力を継  
続できるのが専門職

## 専門職として成長するために

職場の中で高年齢者の権利を擁護するた  
めに理念を持つ

そのことが自分たちが現場の中で高年齢者の権  
利擁護をより具体的に実践でき、その実践の  
振り返りを職場全体で行える機会になる

## 権利擁護を考える

- 専門職が共通の理解と支援の理念
- 日本国憲法や介護保険法
- 社会福祉法の目的
- 専門職の倫理